

## ○厚木愛甲環境施設組合会計管理者事務決

### 裁規程

(平成19年4月1日)  
会計管理者訓令第1号

改正 平成26年9月1日 訓令第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、別に定めるもののほか、会計管理者の権限に属する事務の専決及び代決について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者、会計管理者の職務代理者、会計管理者の権限の受任者及び専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が、その権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、会計管理者の責任において常時会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で、一時当該決裁責任者に代わって決裁することをいう。

(会計課長の専決事項)

**第3条** 会計課長は、次に掲げる事項を専決する。

- (1) 次に掲げるものの支出負担行為の確認、支出伝票の審査及び支出の決定に関すること。
  - ア 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費及び扶助費
  - イ 光熱水費及び通信運搬費
  - ウ 歳入歳出外現金
  - エ 過誤納金還付金及び還付加算金
  - オ アからエまでに規定するもののほか、1件100,000円以下の経費
- (2) 資金前渡、概算払及び前払金の精算（不足額の支出が伴うものにあつては、前号ア及びイを除き、1件100,000円以下のものに限る。）に係る審査に関すること。
- (3) 予算振替通知票及び1件100,000円以下の振替伝票の審査に関すること。

- (4) 調定伝票の審査並びに収入伝票等の記録及び整理に関すること。
- (5) 過誤払金等の戻入に係る審査に関すること。
- (6) 重要物品を除く物品の出納に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、軽易又は定例的な照会、回答、通知等に関すること。

(代決)

**第4条** 会計管理者が不在のときは、会計課長がその事務を代決する。

- 2 会計課長が不在のときは、主管係長がその事務を代決する。
- 3 前2項の規定により代決する場合は、押印欄に「代」の表示をして、押印しなければならない。

(代決の制限)

**第5条** 前条の規定による代決は、あらかじめその処理について、特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものに限るものとする。

(その他)

**第6条** 第3条及び第4条の規定にかかわらず、会計管理者は、事務の性質上特に必要と認めるときは、会計管理者が指定する職員にその権限に属する事務を専決させ、又は代決させることができる。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年9月1日訓令第1号)

この規程は、公表の日から施行する。